

性と健康の相談センター

不妊・不育症・将来の妊娠出産、婦人科疾患や更年期障害など、女性等の健康に関する相談をお受けしています。

- 場 所：山口県立総合医療センター（防府市大字大崎10077番地）
- 相談専用TEL：0835-22-8803
- E-mail：nayam119@ymghp.jp

相談は無料です。
秘密は固く守ります。



相談方法	対応者	相談日時(祝日・年末年始を除く)*3
電話またはメール	保健師・助産師・看護師	毎日9:30~16:00
面接(要予約) *1	公認心理師	第1・3月曜日14:00~16:00
	産婦人科医師 *2	随時14:00~16:00

- *1 面接による相談は、すべて予約が必要です。
- *2 不妊治療に関する具体的な相談を希望される山口県内にお住まいの方には、日本生殖医学会認定「生殖医療専門医」の中村康彦婦人科診療部長がメールにより回答します。なお、診療業務の関係上、回答にお時間をいただく場合もあります。予めご了承ください。
- *3 学会出張等により、やむを得ず休むことがあります。

令和4年度不妊専門相談会（周南地区）

※相談は無料です、プライバシー厳守します。下記以外の情報は、県ホームページをご確認ください。

- 相談員(要予約)
 - ◇産婦人科医師：不妊に関する検査や治療内容などの情報が欲しい方、現在の治療についてお悩みの方
 - ◇泌尿器科医師：男性不妊に関する検査や治療内容などの情報が欲しい方、現在の治療についてお悩みの方
 - ◇公認心理師：治療によるストレスやパートナーとの関係についてお悩みの方
- 日 時：令和4年10月14日(金) 15:00~17:00 ※泌尿器科医師の相談あり
令和5年1月20日(金) 15:00~17:00 ※泌尿器科医師の相談なし
※日時、相談員が変更される場合があります。詳細は予約の際、ご確認ください。
- 場 所：山口県周南健康福祉センター 健康増進課 地域保健班（周南市毛利町二丁目38 県総合庁舎3階）
- TEL：0834-33-6425

不妊・不育症治療費等助成事業のお問い合わせ先

- 【光市】
- 場 所：光市健康増進課（光市光井二丁目2番1号 あいぱーく光 1階 9番窓口）
 - 受付日時：平日（年末年始除く）8:30~17:00
 - TEL：0833-74-3007



- 【山口県】
- 場 所：山口県周南健康福祉センター 健康増進課 地域保健班（周南市毛利町二丁目38 県総合庁舎3階）
 - TEL：0834-33-6425

光市内産婦人科医療機関 一覧

令和4年7月現在

名称	住所	電話	診療時間	休診日	
梅田病院	虹ヶ浜三丁目 6番1号	0833 71-0084	産婦人科	月~金 8:15~12:00	日曜・祝日
				" 13:30~18:00	
				土 8:15~12:00	
				" 13:30~17:00	
みちがみ病院	光ヶ丘 2番5号	0833 72-3332	産婦人科	月~土 9:00~12:30	日曜・祝日 年末年始
				14:30~18:00	

*診療時間変更及び休診となる場合があります。受診前に、直接医療機関へお問い合わせください。

令和4年度

光市 不妊・不育症治療費等の助成 専門相談のご案内

光市では、次世代育成支援の一環として、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊・不育症治療を受けているご夫婦に対して、治療費の一部を助成する支援を行っています。

不妊治療費助成制度

●一般不妊治療費助成事業（医療保険適用の費用）

令和4年4月1日から保険適用された、以下の不妊治療

- ・一般不妊治療（タイミング法、男女の薬物療法、検査、手術等）
- ・人工授精（山口県不妊治療（人工授精）費助成事業助成額を除く）
- ・生殖補助医療（体外受精・顕微受精・採精手術等）

令和4年度開始
光市独自制度

●山口県不妊治療（人工授精）費助成事業（医療保険適用の費用）

●山口県特定不妊治療費助成事業（医療保険適用外の費用）

- ※令和3年度に治療を開始し、令和4年度に終了する、「医療保険適用外」の特定不妊治療（体外受精・顕微受精）
- ※令和3年度に治療を開始し、令和4年度に終了する、特定不妊治療の一環として行われる「医療保険適用外」の採精手術

不育症治療費等助成制度

●山口県不育症検査費助成事業

- ・先進医療として国が告示している不育症検査費用

●光市不育症治療費補助金制度

- ・医療保険適用、適用外の不育症治療に要した費用

●不育症とは？

厚生労働省では、妊娠はするものの2回以上繰り返す流産や死産などによって赤ちゃんを授けられないことを不育症としています。

光市健康増進課

〒743-0011 光市光井二丁目2番1号

(光市総合福祉センター あいぱーく光 9番窓口)

TEL：0833-74-3007



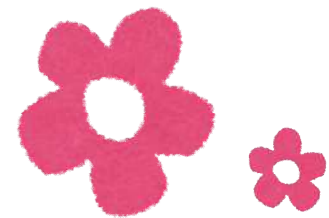


不妊・不育症治療費等助成制度 (概要)



●山口県内に住民票があり、法律婚の夫婦を対象に、一般不妊治療、人工授精、特定不妊治療（体外受精・顕微授精・男性不妊治療）、不育症検査、不育症治療に要する費用の一部を助成します。また、事実婚関係にある方を対象に、特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。申請書類は、山口県及び光市ホームページからダウンロードできます。各制度の申請書及び説明書の内容も併せてご確認ください。

	一般不妊治療費助成事業	山口県不妊治療 (人工授精) 費助成事業	山口県特定不妊治療費助成事業		山口県不育症検査費助成事業	光市不育症治療費補助金制度	
			体外受精・顕微授精	男性不妊治療			
対象となる治療	医療保険適用の不妊治療 ＜一般不妊治療＞ タイミング法、男女の薬物療法、検査、手術 等 ＜人工授精＞ ※ 光市独自助成 ※山口県不妊治療（人工授精）費助成事業助成額を除いた治療費 ＜生殖補助医療＞ ※ 光市独自助成 体外受精・顕微授精・採精手術 等	医療保険適用の人工授精	令和3年度に治療を開始し、令和4年度に終了する、「医療保険適用外」の特定不妊治療（体外受精・顕微授精） * 特定不妊治療指定医療機関による治療に限る	令和3年度に治療を開始し、令和4年度に終了する、特定不妊治療の一環として行われる「医療保険適用外」の採精手術 * 特定不妊治療指定医療機関による治療に限る	先進医療として国が告示している不育症検査 * 該当する検査及び実施医療機関につきましては、厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」をご参照ください。	医療保険適用・適用外の不妊症治療 例) 不育症検査、薬物療法 等 * 検査のみの場合も申請可。ただし、山口県不育症検査費助成事業で助成を受けた費用は対象外	
対象者所得、年齢要件等	所得要件：なし ※ 光市独自 年齢要件：なし	所得要件：前年（1月から5月までの申請の場合、前々年）の所得の合計額が730万円未満 年齢要件：なし	所得要件：なし 年齢要件：治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満		次のすべてに該当する方が対象 （1）流産・死産の既往が合わせて2回以上ある方 ※ただし、生化学的妊娠（化学流産）は含まない。 （2）申請日に、県内（下関市を除く）に住所を有している方 （3）不育症検査結果個票（別記第3号様式）を国に提出することに同意する方 所得要件：なし 年齢要件：なし	不育症治療期間中に光市民であること 所得要件：なし 年齢要件：なし	
助成額等	1年度あたり3万円以内 ※山口県不妊治療（人工授精）費助成事業助成額を受けた額を除く。 ※医療保険各法の規定による給付及び付加給付金がある場合は、その額を除く	1年度あたり9千円以内	上限30万円、治療内容（下図）以下の場合：上限10万円 ・「C」以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 ・「F」採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	上限30万円	1回の検査につき上限5万円	1年度あたり1回20万円を上限	
期間・回数	助成期間：通算5年 ・3年目以降は、医師が必要と判断したものに限り。 ・県内他市町で受けた期間を含む		助成回数：令和4年度中に1回限り、かつ、子ども1人当たりの回数で初回の助成を受けるときの妻の年齢が ●40歳未満：子ども一人につき6回まで ●40～42歳：子ども一人につき3回まで		なし	通算5回	
申請期間	・令和4年度分の申請は令和5年3月31日（金）までに提出ください。 ・令和5年3月に治療があり、年度内の申請が困難な方は、3月中に市へご相談ください。 ・限度額になった時点で申請可能です。	・治療を受けた日の属する年度内（3月末日まで） * 3月に治療が終了された方で、年度内（3月末日まで）の申請が困難な場合は、翌年度4月末まで申請可。			・検査を受けた日の属する年度内（3月末日まで） * 3月に検査を受けられた方で、年度内（3月末日まで）の申請が困難な場合は、翌年度4月末まで申請可。	・治療が終了した日から90日以内、または、治療を終了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日 ・令和4年度は令和5年3月31日（金）までに提出ください。3月に治療がある方は事前連絡をお願いします。 ・限度額になった時点で申請可能です。	
申請書・添付書類	●申請書【様式第1号】 ●医療機関等証明書【様式第2号】 ●医療機関受診等証明書【様式第3号】 ●助成金交付請求書【様式第7号】 ●債権者登録申請書 ※市へ振込口座未登録の場合 ●該当者のみ 医療保険各法の規定の給付金及び山口県不妊治療（人工授精）費助成事業助成金の決定通知書	●申請書【別記第1号様式】 ●受診等証明書【別記第2号様式】（領収書添付）	●申請書【別記第1号様式】 ●受診等証明書【別記第2号様式】（領収書添付） ●受診等証明書（男性不妊治療用）【別記第3号様式】（領収書添付）		●申請書【別記第1号様式】 ●受検証明書【別記第2号様式】（領収書添付） ●検査結果個票【別記第3号様式】	●補助金交付申請書【様式第1号】 ●医療機関証明書【様式第2号】 ●調剤証明書【様式第3号】 ●様式第2・3号に記載された日付・金額の領収書 ●補助金交付請求書【様式第7号】 ●債権者登録申請書 ※市へ振込口座未登録の場合	
申請受付	<p>【すべての申請に添付（1か月以内に発行のもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦の住所を確認できる書類 【例】続柄が記載された住民票（特定不妊治療：事実婚の場合、両人の住民票） <p>【一般不妊治療費助成・山口県不妊治療（人工授精）費助成の申請に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請日の前年（1月から5月までの申請の場合は前々年）の妻及び夫の所得額を証明する書類 【児童手当法施行令による控除が確認できるもの 例：所得課税（非課税）証明書】 <p>【山口県特定不妊治療費助成の申請に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦であることを証明する書類 【例】戸籍謄本（事実婚の場合、両人の戸籍謄本） ・ 事実婚の場合、両人の事実婚関係に関する申立書【別記第1号様式別紙1】 出産により助成回数をリセットして申請する場合、助成回数のリセットに係る確認調書【別記第1号様式別紙2】 					光市健康増進課 TEL (0833) 74-3007 又は、周南健康福祉センター 地域保健班 TEL (0834) 33-6425 ※郵送可（書類に不備なく、年度内消印のもの）	光市健康増進課 TEL (0833) 74-3007



【△】治療内容 → 「山口県特定不妊治療費助成事業申請書を提出されるみなさまへ」に記載された内容も併せてご確認ください。

「A」新鮮胚移植を実施
「B」凍結胚移植を実施
「C」以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
「D」体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
「E」受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
「F」採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
「G」卵胞が発育しない、又は、採卵終了のため中止【対象外】
「H」採卵準備中、体調不良等により治療中止【対象外】

※「B」：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合
※採卵準備前に、男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象とします。

【▽】治療内容 → 「山口県特定不妊治療費助成事業申請書を提出されるみなさまへ」に記載された内容も併せてご確認ください。

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の一環として行われる、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(保険適用外)。

- ・精巣内精子回収法(TESE)
- ・精巣上体精子吸引法(MESA)
- ・精巣内精子吸引法(TESE) など

